

刻 友

祝

詞

略

解

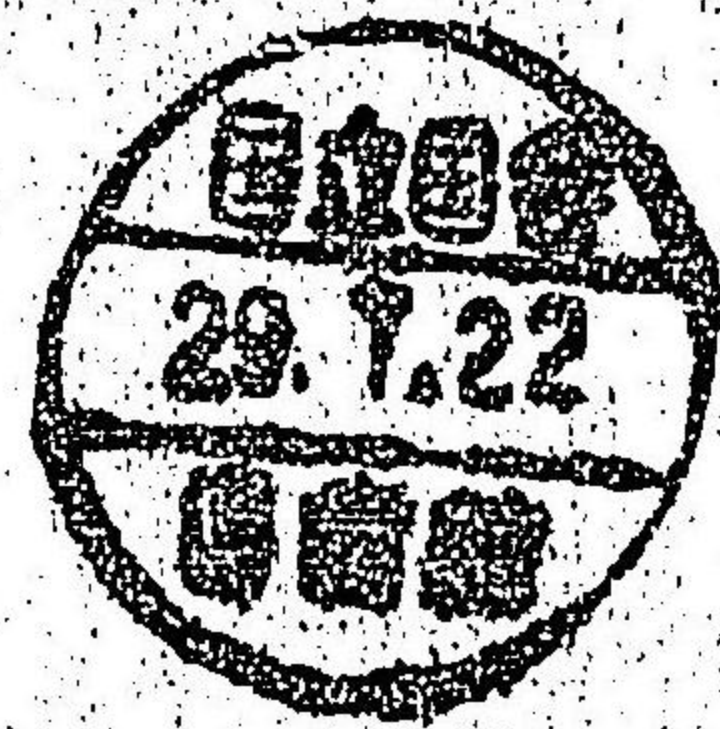
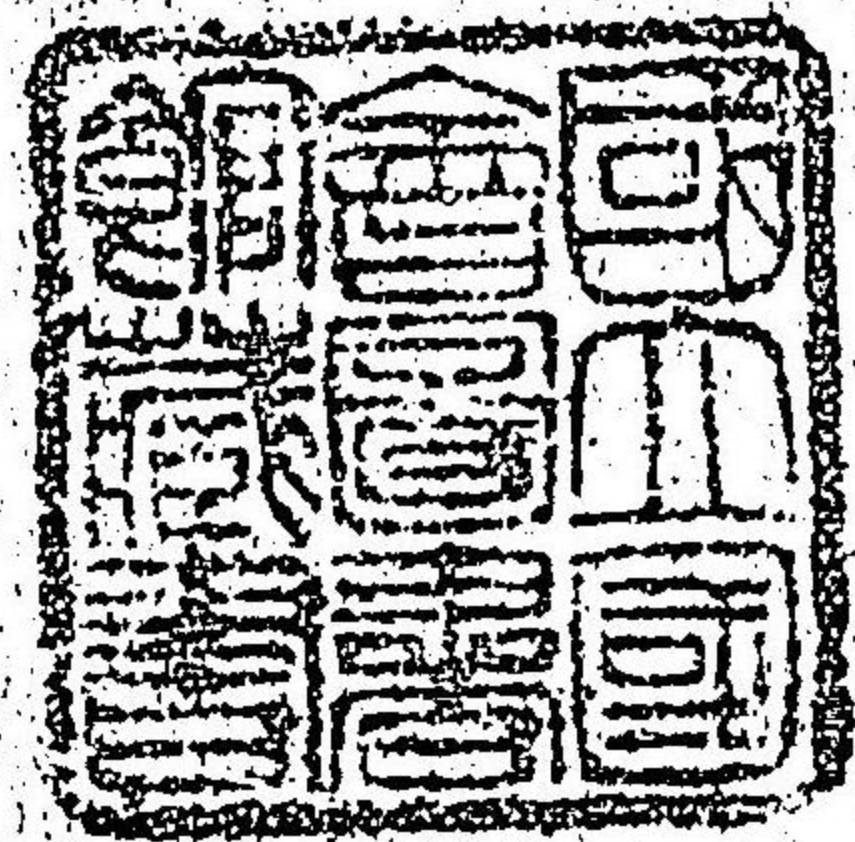
久保季茲著

三

176.4

Ku744n

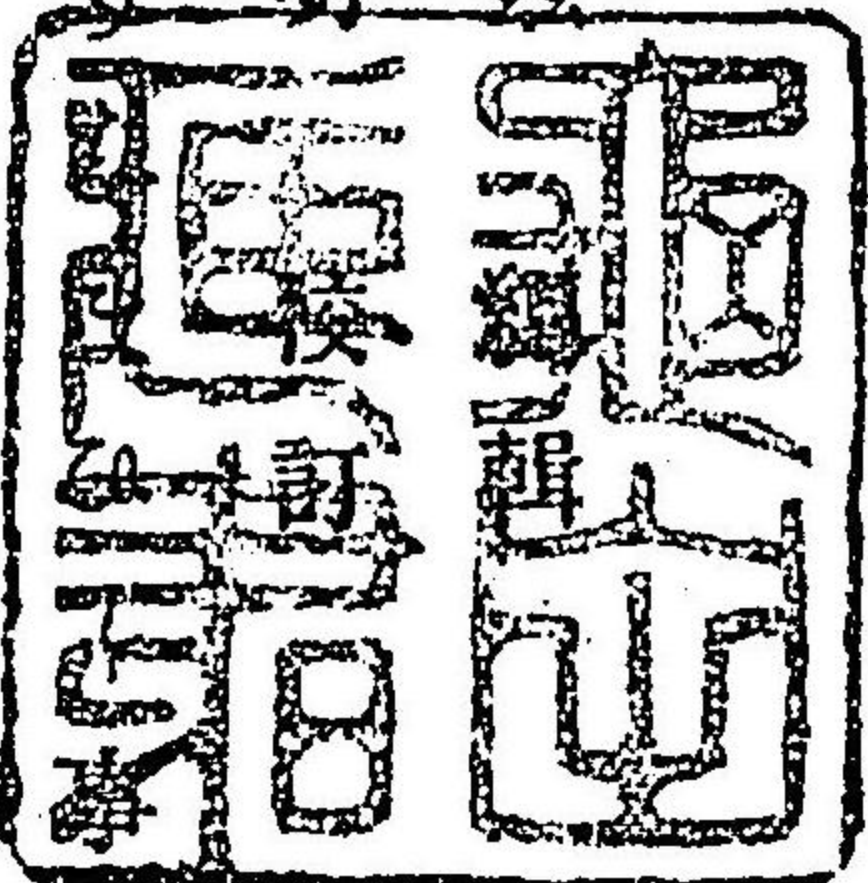
Y



338163

祝詞略解三之卷

久度古開 考云大和より今の平野へ遷り奉り



久保季茲

吉岡徳明

へ上にいづ○久度神社は神名式に平群郡に出づ今も同郡龍田の立野の社近き所の大和川の川邊に久度村ちふ里ありてうの氏神と齋ふ社を此皇神と國人云つ古開を何所にや古くも今も考ふべきものなく文徳實錄より此方紀どもに皆久度古開とつゞけて神位も均しきは同じ所に齋ひたまふか然れども此祝詞に二所の宮とあれば本異所には在けんさて文徳實錄にのみ古關とありて三代實錄より江家次第抄までは古開とあれば多きに從



ひて今も開と書つ且訓はあきかさきか又古開の二字假名にて異訓あるかとかく考得ぬたゞ○講義云式に大和國平群郡久度神社これなり續紀に延暦二年十二月丁未大和國平群郡久度神叙從五位下と見えたり昨年十一月に今木大神はしも從四位上に叙せられ玉へるに依て此にも奉られたるものなり然れば神託に依て平野に遷坐別ありける是より後ハ神位を平野にて受させ玉ふと見ぬたり續後紀承和三年十一月庚午從四位上今木大神奉授正四位上從五位下久度古開兩神並從五位上と有ともて知るべし○祭神は御竈神也その證は日本紀略天徳四年十一月八日今夜坐内膳司忌火庭火等神奉遷冷泉院内膳仍權大納言師尹卿以下奉遷之平野謂釜二口也庭火謂竈一

口也各有臺長櫃等衛士持之奉遷院乾方新屋庭火平野別屋也安置之後宮主申祝詞と見ぬたる平野云々にて又中右記寬治八年十一月三日條にも内膳司御竈神三所也一所平重件美御祭奉仕之神也一所庭火是尋常御飯奉仕之神也一所忌火是則十一月新嘗六月神今食祭奉仕之神也とある是なり云々○和名抄に竈後穿也和名久度とあり云々久度ハ四處の意にて鍋を懸る所と云なり然れば其土にて築固めたるをへつとといひ其炊爨の用をなす所と久度とはいふなりけりさて平野に祀る所の久度神ハ所祭忌火庭火の皇神等にて御靈實は釜と竈とに御座坐りと見ゆ云々記傳に内膳司なる竈神は即ち竈を神と稱る也と云きたるハ然る事なから右の三の御竈を今云上に中古記を引て云る

平野忌火庭神体として紀略に平野謂釜二口也とある其
火の三なり神の一を忌火神と稱へ玉ひし者なるが其へ
ツヒの神は忌火神にて渡らせ玉ふこと著く庭火神は釜
神にて煮炊する用と主る神に在ること疑なかるべきも
の也忌火神は大炊寮齋火武主比神と記せれば總ての火
る時に用ふる所は庭火神は庭の場にて物を煮もし炊もそ
にて体用の差なり○古開神ハ云々いと長けれど若く
は古閉にて古瓮と祀れる社ならむか瓮ハ物を盛る器の
名にて此の御食と炊く瓮を祭れる也と思ひて考ふるに
叶は老字は古閉にて布瑠御魂大神あること下に云るが
如く云々○布瑠閉てふ言れ因て起る所は既に引る天
皇本紀云々天孫本紀云々布都御魂神と共に石上邑に鎮
り定め給ひしより布留御魂神と奉稱ること神名式に大

和國山邊郡石上布留御魂神社と申とにても著かりけり
さて十一月に鎮魂祭といふ事あるがこは右の十種神寶
の御魂とまを布留御魂神を招請り給ひて御靈板の神事
を物し玉ふが故に鎮魂祭の字を四時祭式にオホムタマ
フリと訓て云々今云是等れ事ハ鎮魂の條に云へば爰に
らざれば解釋きこをべて畧けり彼條と合せ見るべし然
と多からむものぞ布留閉は可鎮にて用言れば布留と
乃と云て事足れると心得ず思ふもあるべけれど布留と
申すは十種神寶の本体の名なり布留部と申すは鎮魂の
神事と爲て御魂招爲ることなれを何か妨あらむ云々此
等を合せて古開神ハ布留御魂神と思ひ定めたるなり今
木神の布都御魂神なるが別なる御由緒に依ながら同じ
平野の相殿に並鎮り坐ける事豈少縁の事ならむや

定奉云々 講義云春日龍田平野此詞と同じ云ひさまなる
 が今此に此文の義を得たりうは乞給比之任爾より受る
 結びなるゆ故に定奉氏と云るにて常に稱辭竟奉といふ
 所とハ異なりさるハ神の所を指し定めて云々の所に鎮
 坐むと神託のありけるに依てを承諾ひ奉りて宮柱太
 敷立て神の宮居と造作て鎮め奉るをもて定奉氏とは云
 へり云々豊受宮儀式帳にも宮定齋仕奉始支とあり大御
 神の御悟を得て豊受大神さるは風神祭詞も吾宮者朝日
 を齋仕奉ることと云り乃日向處夕日乃日隱處乃龍田乃立野乃小野爾吾宮者定
 奉氏君前乎稱辭竟奉者云々是以皇神乃辭教悟奉處爾宮
 柱定奉且此皇神乃前爾稱辭竟奉云々とあるをもて神の
 乞給へる任に宮造奉るを定奉といひ御諭ふくして宮造

仕奉たまふを稱辭竟奉と申す例と見ゆそは天社國社と
 をつけて索れば數多あり但し風神は右の稱辭竟奉を請
 玉ふに依て文中に定奉且とあるを首立田爾稱辭竟奉
 皇神乃前爾白久と他例を用たるはさるは神の此所ぞと
 亦其神託の事を云ざるが故なりさるは神の此所ぞと
 御諭坐す所ハ神の御心に欲したまふ地なれば慥に定奉
 と實に云べき理なるが顯明よて定めたる官所は實に神
 の御心に叶はせ玉ふや否や測り奉ることの恐きに依て
 おろらかに稱辭竟奉るとハ申すなり○今按に此説穿鑿
 に過たるが如くなれどもいと委しくめづらうけれを掲
 げつ尙考ふべきなり○さて平野神社祭神のことは諸書
 に今木ハ日本武尊源氏久度は仲哀天皇平氏古開は仁德
 天皇高階相殿比賣神は天照大神大江など云へきと皆當
 らぬ説なること講義に委しく辨へたるが如くされど

は甚長ければ引出す又同書に祭神と考へ云ること上に
大凡記せる如く但し相殿、姫神の事は下に云ふ此は然もやとも聞ゆれ
ど猶思ふに古開を古閑と書る本もあく又靈神を石上大
神と共に合祀らむことも由縁詳ならねば確マカに定べきに
あらずまた近藤芳樹の大祓執中抄に文德實錄齋衡二年
十二月丙子朔大炊寮大八島靈神齋火武主比命庭火皇神
並授從五位下また天安元年四月癸酉有勅大炊寮大八島
靈神內膳司忌火庭火神並奉授從五位下また三代實錄貞
觀元年正月廿七日大炊寮從五位下大八島靈神八前齋火
武主比命神內膳司從五位下庭火皇神並授從五位上同九
年正月廿六日丁卯授內膳司從五位上庭火皇神從四位下
かど見わたる大八島靈神も忌火神も庭火神も共に靈を

以て神として御位を授けらきたる物なりけり云々文德
實錄のこどく大炊寮に大八島內膳司に忌火庭火へおは
しまゝなるべし云々是を祭らるゝ事の證宮內省式に
御並中宮御贖及祭忌火庭火御靈神平野御宥神料雜物云
々大靈省式よとあるにて知らきたり借この式に平野と
云るが即ち大八島靈の事なり云々神名式に平野祭神四
座云々文德實錄仁壽元年十月乙卯の件に遣使者於平野
神宮策命曰云々正三位今木大神乎波從二位爾正五位上
度古開等二前神乎波從四位下爾合殿坐須比賣神乎波
其内なる久度神が即御靈神にて云々但し同靈の内にも
後に穴有て煙の立昇るや字に作れるを久度と云この久

222162

度の竈と古くハ大八島と云り云々竈を八島と云はもと
平野御竈の名にて朝家のみの稱なり一に色葉和難抄に
大嘗會の行幸にもかまのわたるをばやくまのわたると
云なりと云れば平野に限らず忌火庭火の御竈とも後に
は一に推籠て八島と云たり一が民間までも及て凡ての
竈のことと成り一と思えられたれと誠は竈のあるが八島
かり云々中右記の寛治八年十一月十一日の件の裏書云
長徳三年三月廿一日藏人信經私記曰云々内膳司御竈神
三處也一所平野件癸御祭奉仕之神也一所庭火是尋常御
飯奉仕之神也一所忌火是則十一月新嘗會六月神今食祭
奉仕之神也云々陰陽寮式に庭火並平野御竈神祭坐内膳司神
座十二前各六云々右毎月癸日之中擇其吉日祭とあれば

平野のみならず庭火も兼て癸日の御祭の行はる、事知
べし癸日に祭るは云々五行説に依て始たる陰陽家の祭
なり故に陰陽寮に忌火御竈には癸祭の無きは云々最も
貴き神事の時のみ用らる、御竈なる故に陰陽家の漢祭
をば用ひ玉はさるなりさて忌火の神今食奉仕の神なる
に付て思ふに今食は今木と訓む云々玉勝間に云る如く
なるべし云々今木大神は即ちこの忌火御竈を祭れるに
やありむ然るに八島をば上件に云り一如く平野とも稱
るを忌火をば然云る事の聞えぬハ大内にては忌火は異
なる御竈として忌清めらる、故に旨とある方の忌火と
いふ御名のみ傳はりて今木といふ御名ハ傳はらぬにや
ありむ云々平野御竈ハ日本紀略永觀元年十月一日の件

に内膳司平野庭火御竈釜被盜取了とあり是上件に引る
中右記に圓融院御時爲人所盜取と見えたと同時の事
なり云々庭火は内膳屋の庭内に居て御饌物を焚調ふる
竈なる故に此名あるにやあらむ云々左經記寛仁二年四
月廿八日の件に亥二點還宮太皇太后宮令同興給以同刻
奉渡御竈神奉遷内膳また小右記延久四年十二月廿一日
の件に亥刻有院廳始子刻被渡内膳御竈神別當顯綱朝臣
判官代忠季主典代藏人公文等向彼司奉迎之又山槐記
治承四年四月廿六日の件に今度被奉渡御竈神於大内云
々新院御竈神今夜同自大内内膳被奉渡院當今坊時御竈
神御坐于閑院之内膳云々以奉裏御竈神奉渡院内膳者可
有其障以院御竈神奉渡前坊内膳屋不可有事之忌由所存

也云々また黄葉記寛元四年四月廿九日の件に抑竈神祭
自御在位時可有之脱履以後院司参向自内膳屋可奉渡之
また本朝世記康治元年十月十四日の件に坊時御竈神自
三條殿奉渡土御門皇居云々又内膳御竈神被奉渡新院了
などある御生涯聞食す御饌と焚く竈のことにてこれ庭
火なりけりされば庭火のみは御一代に一ハ必ず鑄造ら
るゝ物なるよや云々平野社は上件に云如く第一第二の
神殿ともに御竈の御靈を祭れるにやと覺しければ第三
の神殿なる古開神も若くハ此庭火の御靈にはあらぬに
や御名義庭火御竈を天子御一代に一箇づゝ必造らるゝ
例なる故に崩御の後はその御代の庭火を別所に藏りおく
是を古開といふ歟古ハ舊ならむ開は用なき器とアキモ

ノと云アキにて空器のこと也然れとも此は決して云難
く云々抄抄出とあり此説最委しくて實にとれほゆれ
ど猶その難をいはゞ忌火御竈は新嘗神今食等奉仕の神
なりとて今食と申さむも重き方の新嘗を除て神今食を
名とせむこと如何あらむはた古開の考も然ることなれ
ど御一代一箇づゝなれば數十の御竈のあらむと悉く平
野の三殿に藏免らるべくもあらず又大炊寮内膳司にて
大八島忌火庭火とて祭らるゝを殊更に奈良田村また平
群郡などに祭られむあと其由縁さだかならざ但し淳仁
天皇光仁天皇などの龍潜の御時神託によりて祭りたま
へるならむりともいふべく又古開も御代々々の悉く
納むるにはあらで其先御代のならむとも云べけれど猶

いたく覺束なく且田村の今木神はさも云つべけれど平
群郡に久度神を何の由縁ありて祭られけむ此を遂に
悟り得難く然ればこの祭神のことは今妄に定め難くお
もへば猶物よく知らむ人の定免を待つのみまた相殿比
咩神は講義に大宮能賣命亦名宇受賣命なりとせりこは
此神は猿女祖にて鎮魂の事その遺跡たるが故なり又執
中抄にハ大戸比賣神古事記に諸人の持齋とせりこハ餘
く竈神なりとあり
の三神の竈神なるに依りての考なりこは餘の三神の體
に定りたる上ならんは決め難くまた大教正田中頼庸ぬ
くの説には光仁天皇の皇后天知日之子姫命とせられた
り神教叢語第七
十二號より出づこれ亦な不熟く考へて定むべきなり又
伴信友の説に和氏の祭に預るに依て外國の神とせるは

講義に辨へたる如く非事なればすべて爰に取出ずその和氏は桓武天皇の御外戚なる故に依ることなれば其祭神に係ることに非ざるなり○かく記し終て後に餘にいさゝか考ふるよとありて大日本史と閱るに延暦十三年の下に是歳建平野社とありて一代要記に據る由見えたり此の平安城遷都の因に記せるには非しかとも覺ゆきは確證とは云難あるべしなほ他に證を得て定むべきになむ

○
六月月次 今按に此下に考に祭宇を補はれ九切まことにあるべき理なり○考云四時祭式に月次祭六月十二月十一日と見えたり神祇令月次祭義解に於神祇官祭與祈年

祭同如庶人宅神祭也とありては祈年と均しく京畿諸國と合て三千百三十二座の神九ちへ月毎に奉り玉ふ幣を六月と十二月の十一日に諸國の神主祝部を神祇官へ集へて頒ちたまふなりとの正月より六月までの幣ハ十二月に頒ち七月より十二月までの幣ハ六月に頒ち賜はせるなり○この祭ハ神祇令に出ず又大寶元年七月乙訓郡火雷神宣入大幣月次幣例と紀に見ゆればこの始ハいと古へなりけむ然るを或物に弘仁年中に此事始ると云るハ何事ぞや○後釋云此祭に預り給ふ神ハ諸國合せて三百四座にして皆大社にて案上の官幣に預りたまふなり神名帳にも此祭に預り玉ふ神社には各々月次に記されたり其外ハ預り玉ふこと無し然るを考に此ハ祈年と均

く京畿諸國を併せて三千百三十二座の神とちへ云と
と云れるは四時祭式の此祭の條に右所祭神並同祈年
とあるをふと思ひ誤られたるなり同祈年とハ此祭に預
りたまふ神たちも祈年祭に幣を案上に奠三百四座の神
と同じ神等也といふ事なり○講義云此祭の起を公事根
源抄に弘仁年中に此事始るとあるは心得ぬ事なり云々
續紀に大寶二年七月云々と見わたる文意をつらゝ味
るに今云上に引る考の乙訓、この頃めづらゝあらぬさま
なれば甚も久き太古より有來つる事にて祈年月次新
嘗どもに人世に出來し神事とは思はれず然れば公事根
源抄の説は弘仁頃の記文と見てふと其始よと宣へる誤
なり云々この詞を見るに全く祈年祭詞と同文なる事人

の能知る所なるが其中に御年神の詞一つ省ありたるの
みにてとべては同じきが御年神の詞の省かりたるは祈
年神の御所を主と爲させ
たまふが爲なるを此は唯大御世の事の御祈を以て爲させ
て主として祀らせ玉ふが故なり心をつくべしかくて
月次の御政畢る其夜に入て神今食の御祭ありて六月十
二月共に行はるゝ事なるが世人とを別なる神事の如く
思ふめれど然にあらず諸社の新嘗の幣帛を行はれて其
夜天皇の新嘗を供らせ給ふが如く神今食は月次祭の最
重きものあり公事根源抄に神今食の儀は年に二度也伊
勢天照大神と勸請申されて天子御自身神饌を供せさせ
玉ふにやとあるに心引きて考ふるに伊勢大神宮の六月
十二月月次祭は九月神嘗祭と此三をもて年中三節祭と
云て無上甚しき御祭なるが爲に勅使發遣の日と以て天

皇御自身神饌を供らせ玉ひて御神事を行ハせ玉ふもの
なり然れば神今食は斯る重き神事なほら猶月次祭に隸
るお故に四時祭式に月次祭云々祭畢即中臣官一人率宮
主及卜部向宮内省卜定供奉神今食之小齋人云々とあり
て儀式等の事に於ては別異なること云も更なれど其す
べてをいふ時は一にして二ならざるものなり云々
月次幣帛 講義云考に幣帛波とあるは私よ加られしもの
なるべし波よりハ乎ふたまされば今此と探らず倭國
六御
縣山口、神、詞に宇豆、幣帛乎明
妙照妙云々とあるによれり
明妙無妙云々 講義々この明妙云々のこと祈年祭詞には
見えす此に申さしめたまふは月次祭は月次の幣帛と進
らるゝが主なる故なり詞に月次幣帛と表したまへると

思ふべしされを下なる各詞に、御祈の其言あるも月次、幣
趣意とは異なるに付て祈申させ玉ふなり此祈年れ
る所なり云々 ○今按に荒妙の下に講義よハ本朝月令に
從ひて爾字を補へりこは誠に然る事なり
○考云祈年には右の次に御年皇神云々の文あれどそれ
は爰にはなくて其次の座摩能御巫よりして御門生島伊
勢御縣山口水分辭分忌部云々捧持奉登宣と云まては皆
祈年と全く同文也故こゝに畧けり ○今按にこは第一卷
に注せるを見て知べし ○又按に四時祭式に月次祭奠幣
案上神三百四座並大社一百九十八所云々右所祭之神並
同祈年其太神宮度會宮高御魂神大宮女神各加馬一疋云
々と見ゆ年中行事歌合に宗時朝臣夏のえれ年の終りに
月毎のかへりまをしの神のみてぐらとあり偕神祇令義

解に庶人宅神祭とある宅神祭は中古までもありて記録
ぶみにも見之歌にもよみてや。かつ。神家の神ふともいへ
り貴嶺問答に宅神を即ちヤカツカミと訓あり宅ハ屯倉
などのヤケに同じ奥儀抄には保食神を宅神とし執中抄
に明月記の家神祭とある次に件竈神云々とあるに依て
宅神ハ竈神也とせりされど竈のみならず漢土にいはいはゆ
る七祀の類にて門戸井竈室堂廁等といふ由など類聚雜
用また歌どもをも引て御巫清直の委しく考へ記せるも
のあり此等の事ハ題の下にいふべきを漏したれば爰に
舉ぐ

大殿祭 ○考云宮内省式に神今食新嘗二祭明日平旦大殿祭

此二祭の前後に大殿祭あること貞觀儀式に祭前者不奏
聞無賜縁と云にて知らる前ハ輕き故に是にも記さる
も賜はぬ省輔官内已上率諸忌部等至延政門令大舍人呼
門中重東面より南方より一門なり是圍司傳宣如常輔
入奏其詞曰宮内省申久大殿祭能保加比供奉神祇官
姓名率忌部候登申○四時祭式に右神今食明日平旦
よりして諸香神今食は月次祭と同じく六月十二日の平
旦也○此夕より曉まであり然れば大殿祭之其十二日の平
として足はねは儀式を擧る貞觀儀式の此祭に云る神祇
宮以宮四合一合納米一合納酒一合納木綿居八足案二脚令神部
四人昇之中臣忌部官人宮主史生神部等着木綿左右相分
前行御巫列案後至延政門置案簀子上預部察大舍人呼門
如常圍司奏云大殿保賀比能事申賜登宮内省官姓名叫門
故爾申勅曰令申圍司傳宣云姓名乎令申宮内省進就版奏

日大殿保賀比供奉奉神祇官姓名候止申救日喚之宮内省
稱唯退出喚神祇官神祇官稱唯中臣忌部官人着木綿纒忌部
加木立案前直進仁壽殿御巫等入自宜陽門中央の門候於
内裡隨案共入至殿東簀子敷上御巫等執管中臣忌部御巫
等以次入仁壽殿御巫一人一人進紫辰殿散忌部執玉懸殿四角
次御巫等散米酒切木綿於殿内四角退出中臣候仁壽殿南
忌部向巽微聲讀祝詞訖至浴殿懸玉四角次懸廁殿四角次
懸御厨子所四角御巫等散米酒如初自陰明門退出次宮主
引神部延喜式至御炊殿懸木綿散米酒如初内藏寮賜祿有
差御巫料送内侍司令右の有差の次に還至本司引使部以
十字延喜式古語拾遺に天富命率諸齋部捧持天璽
寶劔奉正殿並懸瓊玉陳幣物殿祭祝詞其祝詞次祭宮門其

詞亦在別卷と云り忌部の大殿祭に預ることハ神武天皇の御
時も神代のまゝに傳へて然あるへき事也云々○講義云
此祭の起源はくも拾遺天石令天手力雄神引啓其扉遷
坐新殿云々令豐磐間戸神櫛磐間戸神守衛殿門是並太玉
とある此時に始まれる事同書に殿祭門祭者元太玉命供
奉之儀とあるを以て徴と爲へしとハ同書神武天に天富
命云々祭宮内今云此文前に引ると見えたるに合せて天
太玉命の供奉給ひと云ことこの諾るなり云々太玉命
の天宮にて供奉給ひ大殿祭はくも天照大御神の新宮
に壽詞を申し給へるにて顯宗天皇紀なる室壽の類にて
ぞ有つらむかくて拾遺に天富命云々捧持天璽鏡劔云々
殿祭云々とあるも今云これ亦上見せば天富命の物爲

られしが始と成る如くなれども情此詞を熟讀味るに天
降まゝ初國知看し高千穂の大朝廷を始り給へる時に太
玉命の事定供奉れりしを天富命へも其祖業と傳へて
行へれしものなりけり○祭儀へ玉を以て神璽と爲且幣
物の首とする事詞に詳なり○今按に祝詞式の首に凡祭
祀祝詞者御殿御門等祭齋部氏祝詞とあり
神魯企神魯美 史徴云此なる神魯企神魯美へ天照大御神
と高皇産靈神とと申せり然して天津璽乃鏡劔乎捧持云
々へ天照大御神へ係れり○講義云こへ大較に天照大御
神高皇産靈神神皇産靈神三柱に係たる方かへりて宜し
く侍るにや云々常陸風土記に諸祖天神俗云賀味留と記
せり高皇産靈神神皇産靈神へ天地にも萬物にも大元の

神にませば然稱奉ること本よりの事なるが其餘の皇祖
天神をも大較に該トキ催て然稱奉る俗オホコトなりける故に諸祖天
神とハ書るものなり
皇御孫之命 考云天孫彦火邇々伎命を申せり○今按に此
御稱の解ハ祈年祭詞に出せり
天津高御座 講義云こは天照大御神の天津朝廷の大御座
所を申せり葦原中國を統御す爲に天降奉り給ふが故に
其御座上に坐奉らせ給ひて天皇の御位に即け奉り給へ
るなり云々直靈ナカミに高御座と申すハ唯に高き由のみにあ
らず日神の御座なるが故也日にハ高照とも高日とも日
高とも古語のあると思へ扱日神の御座を次々に受傳へ
まゝして其御座に大座坐す天皇にませば日神に均しくま

す事決し云々

坐氏 講義云麻世氏と訓べし令坐豆の義あり神魯岐神魯美命の皇孫命を天津高御座に令坐奉り給ふ事なる故なり下なるは天津高御座を皇孫命の葦原中國に持降り御坐て云々の事と物し給へと仰給へるなれば皇孫命の御自らの其高御座に即坐といふなり故麻志豆と訓分べし云々

天津璽乃鏡劔 講義云諸本に劔鏡とあるは上下に誤れるものなり考に鏡劔とあるは然る善本の有けるなるべし拾遺に天璽鏡劔神代紀に八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劔三種寶物古事記に其遠岐斯八尺勾璽鏡及草薙劔とあり云々○今按に此詞に鏡劔のみを擧て玉の事なきはつきて

世に種々の説あり講義にも論ありて大凡然ること聞はれれと思ふ旨有て今ハ省けり此事の予が考ハ別にありて既く神教叢語に其大略を録出せり猶委しき事ハ暇ある日を待つになむ

言壽 講義云紀に天照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊祝曰吾兒視此寶鏡當猶視吾云々とある此と云なり云々本註に如今壽觴之詞とあるは酒宴の壽するが如しと云なりハ神功皇后紀十三年云々皇太后宴太子於大殿皇太后學觴以壽于太子因以歌曰云々とあるを記にもありて其歌の終に此者酒樂之歌也と見はたるお其歌の中に神保岐ほぎ狂ほし豊保岐ほぎ廻ほしとあるともて久代の壽觴にハ善言美詞と盡し極めて云ふとなれば天神の此壽言

た今世にさる事のある如くなりと注せるなりされば大
殿祭の壽觴と同じくして言壽する状の似たるのみなら
ず一事なりしなり

宣志久 講義云孝徳天皇紀に誨をノタマシクと訓るを以
て能理多麻波志久と訓むべし續紀十七に詔之久三十に
勅之久とあり

皇我宇豆御子 考云皇我ハ皇祖神の御自ら詔たまふ也後
の宣命万葉にも天皇の御自如此詔ひしことあり○講義
云宇都御子ハ紀記共に伊邪那岐命の大御神須佐之男命
を指て然宣へるに貴子珍子の字を書れたるも此と同じ
心ばへの稱なり記傳に右の神代紀の訓注に珍此云于圖
と見え神武天皇紀に珍彦此云于祭毘古とある宇豆ハ師

説に高く嚴きこと也とあり今の言に人の容貌を宇豆高きと云も能叫へりなほ
例ハ万葉に天皇朕宇頭乃御手以ま九諸祝詞に宇豆の幣
帛などもありと見えたり

皇御孫之命 考云神代紀一書に敕皇孫曰葦原千五百秋之
瑞穂國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚
之隆當與天壤無窮者矣この文すべて右と同じ宇都よ
り命まを引續けて心得べし

此乃天津高御座爾坐豆 後釋云此祭ハ大殿の祭なる故に
殊にかく高御座の事て詔命あるハ宜なる事也かくて此
乃とは即ち上に高御座爾坐豆とある御座を指て詔ふ也
その上文を味ふに其高御座を高天原より降して此御國
にても即その天より持降れる高御座を用ひ給ふ由なり

かの天之石位離とあるとは事の趣異にして是ハ持て降り給ふべき御料に設られたる御座と聞たり故此の高御座爾坐豆とは詔へるなり

天津日嗣 考云日嗣は日神の御末を嗣給ふと云りこゝには後をもて此ことを用ゐるものなり○直日靈云天皇の御統を日嗣と申すハ日神の御心と御心として其御業を継ぎ坐すが故也○記傳云こは天照大御神の大御任を受傳へ坐て其大御業を嗣々に知食す由の御稱なり天武天皇紀に皇祖等之騰極とある處に古云日嗣也と註せられたり

萬千秋乃長秋爾 考云安國と云々へ續く文なり○講義云瑞穂に係けて宣はせたる壽詞なり中臣壽詞に天都御膳

を長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋爾瑞穂乎平久安久云々皇神等母千秋五百秋乃相嘗爾相宇豆乃比奉利云々とあると合せて知るべしとまば古事記に豊葦原之千秋長五百秋之水穗國神代紀に葦原千五百秋之瑞穂國などある國名は此御言壽に依て天神の號させ給ふ所なるものなり記傳三十一に云れたる如く神代の年數に抗ては萬千秋とあるは何程の事にも非るを壽詞と爲給へる意は然にあらず萬千秋の長秋に回々重ね行く事に宣るにて意は天地と共に窮り無きをいふなり

大八洲 國號考云大八洲は外國に對はず獨立て天下を總云ふ名なり八千矛神の御歌に八島國妻まぎかねと云々とよみ給ひ倭建命の御言に吾者坐纏向之日代官所知大

八島大帶日子淤斯呂和氣天皇之御子と詔ひ孝徳天皇の詔にも現爲明神御大八島天皇と宣へり公式令の詔書式にも朝廷の大事に用らる、詔には明神御宇大八洲天皇詔旨とあり○今按に古事記に伊邪那岐伊邪那美二柱神の淡道島伊豫二名島筑紫島壹岐島津島隱岐島佐度島大倭豊秋津島を生みたまへる所に故因此八島所先生謂大八島國とあり

豊葦原 國號考云豊は美稱にて葦原とはいとく上代には四方の海べたは悉く葦原にて其中に國處は在て上方より見下せば葦原の廻れる中に見ひける故に高天原よりかくは名づけたる也

瑞穂國 考云みづほはみづくくき穂をいふ○記傳云美

豆は物の美しきをほむる言にて是は穂とほめたるなり穂は稻穂を云り葦のにはあらま○今按に此ハ彼、千秋五百秋聞食す齋庭の穂に付て稱へたる號あり

所知食 考云訓注ハ本言をすること古書皆同じ然れば注には女須とほれと文をばめせとよむべき理なり云々女の字を用るゝからは今京の人の註なり云々○今按に此文の原を神代より起りていと古く書傳へけむとはおぼゆれと此女字を書るはいうに云ふに後世人のふと書き誤りゝにぞあらむ此字一ツをもて古人の筆ならずと疑へむハ能くも考へざるものなり

以天津御量兵 講義云大祓詞に八百万神等乎神集々給比神講々給兵とある此を謂ふなり天津御量とハ天神の御

議にて其議を古語拾遺に令手置帆負命彦狹知命作天御
量とある天御量の本注に大小斤雜器之名也とある如く
度量を計る器を波加里といふ其と同言にて議とハ相共
に其是をいひ聚えて此と其物と其事とに計り合せ其理
の長たる方に因准ふの言也万葉二にハ神分々と記るハ
其義を思ひての所爲なり
事問之 考云物いふこと古ハことハふと云り万葉の歌に
に多くある言なり

磐根木根乃立 考云新撰字鏡に枉を支利久比と訓○木の
枉の事なり木立とハ全木ハもとよりにて杙杭のみ立て
あるすら物言ふと云なり艸の片葉に向へりても知る
へし○後釋云岩根ハたハ岩にて根ハ添て云ふ言也屋を

やね羽をはね杵を杵根矛を矛根島を島根といふ類也木
根乃立とある乃字は決めて衍なるべし乃といふ詞あり
ては調もいとあしきが上に乃と云べき詞にあらざ木根
たら也扱他の祝詞にハ皆木立とあれどもこたちと訓て
は叶はず是は常いふ木立のことハ非ず考の説の如く枉
なれば根字あるによりて訓むべきなり

草乃垣葉毛乎言止豆 後釋云凡て草は大かた三葉五葉づ
など並いて生る物なるにうれと闕取てたゞ一葉など殘
りけあるさまを以いふ詞にて意は唯いさハかの草の一
葉までといふなるべし云々止豆といへるは云々令止の
約りなるなれば他として止むる意なり云々

天降利賜比志云々 講義云かの邇々藝命の高千穗宮の御

事より始めて歴世の天皇等の御事に申せるが直にうれ
より奥山乃云々といふに續る時は當代の天皇の御上と
は成ざるを中間に今字を差挟みて當今の御事となる文
法實に奇しとも妙なりとも決めて神ならぬ人の企及ふ
べき處にあらず云々此は皇御孫命の御自ら食國天下を
所知す爲に天降賜ふ由に云て其言を下へ連る故に天降
利とは云りかくて次なる詞と反復して食國天下乃天津
日嗣所知食云々止天降利賜北志と錯綜て見れば事義明
なるものぞ

食國天下 考云古事記に食國訓食云袁須といひて總て身
にいたるへめす事と袁須と云り○記傳云食國といは皇御
孫命の知し食と此天下を總言ふ稱にして食はしと物を

食ふこと也扱物を見るも聞くも知るも食ふも皆他物を
身に受入るゝ意歸じき故に見とも聞とも知とも食とも
相通はして云こと多くして君の御國と治め有ち坐すを
知とも食とも聞看とも申すなり云々○講義云食國天下
とは天降來坐て初國食看えし御事を云なり然れば今代
の天皇ならず邇々藝命に係れりさて此食國即天下天下
即食國なれば重復る如くなれとも然らず天下は其体
を云ひ食國は其用にて上なる大八島豊葦原水穗國云々
をり受たる也續紀宣命にも食國天下と多く見えたり因に云食國天下登の
登の辭へ食國天下と與の意の登なる事いふも更なるが
尙此上に兼合る意ありそは天降給ひしより受る時の邇
々藝命の御事の終と成り天津日嗣云々に續く時ハ今の

天皇の御事の始と成りて二に互る義あり能味ふべし○
今按に此の登といふ辭ハ常に登志且の意に用ると同じ
かるべくおぼゆれど與字の意といふもめづらしければ
擧げつ

天津日嗣所知食須 講義云今上の御事を指奉るなり次な
る今字を此頭に回らして心得べし○食國天下ハ悉く
天下の公民を統べ親しみ給ひて治め有たせ給ふ由にて
事ハ御政に係り天津日嗣所知食とは天下の貢調の聞食
して百姓の仕奉る道と治め給ふ由にて事は資祚に係る
と共に天皇の天下を有たせたまふ御事に申すに於ては
同じきながら其條理をいふ時はりく殊異なる所あるが
故に此二とは並べ云る也云々○今按に此亦いと穿鑿た

る説なれど参考の爲に記せり

今 講義云今は毎年大殿祭供奉の時の今にて其御代と
指ていふ此言をもて天孫降臨の古と別てるなり

奥山乃大峽云々 考云峽ハ山と山の間なり云々良材ハ嶺

などにはあらせ山のたわみに多き物なれば然いふなり

○講義云木を探る深山を云みり祈年山口祭詞には遠山
近山生立とありろは山を司り坐す神に申す詞なるが
故に汎く然云るが此は唯に宮材の用に付ていふ故に奥
山と云るなりその今いふ迄も無く良材の山峽は木の
生立よろしく又扶梳をる所あるをもて也

立留木乎 講義云山口神祭詞には生立留大木小木とあり
ろは山口神にはすべての木の事を申とが故に然汎く生

立とは云るところには用ある官材のことを殊更に取出
ていふ所なるを以てゑゞに立留木とは云り

齋斧 講義云齋は齋慎て淨からぬことを避るなり古書中
に齋場齋館齋藏齋殿などいふより始めて雜具に至る迄
も齋斧齋鉏齋鎌など其具の上に冠いふ事常也云々和名
抄工匠具部に斧和名乎能一云與伎

伐探豆 考云貞觀儀式の大嘗宮條に稻實卜部率造酒童女
同郡司各一人物部男六人子等五人工十人夫等爲探内院
料材向卜食山即祭山神其料云々祭畢造酒童女先執齋斧
伐樹工匠次之役夫次之訖歸來との類にて常の官造の材
をば忌部との山に向ひて祭して伐始むること此文にて
知べし紀にも後の物にも官材を採ふ山神木靈を祭ること

と見えたり

本末波乎云々 考云万葉に手むけに祭字を用す

中間乎持出來玉 考云この中間を用ふはもとよりの事な
り本末を神に祭るは今も遠江國人大木を伐ては其梢を
折て切たる本株の中らにさゝ立侍りぬ古へも然するを
本末を山神に奉るとは云ならむ他國にても然するか問
べし○講義云遠江に限らず諸國にてもする事なり

齋鉏乎以 考云貞觀儀式大嘗宮の柱立る前に大祓有て始
作内院雜殿造酒童女執齋鉏掘稻實殿四角柱穴物部次之
役夫次之と見ゆ云々

齋柱 講義云倭姬命世記に齋鋤乎以天齋柱立一名天御柱
一名心御柱
また大神宮儀式帳に正殿心柱造奉とある本註に其柱名

號稱_二息柱_一と見え云々齋柱と云は齋斧齋鉏などの如く齋
清まはり仕奉るをもていひ天御柱とは伊弉諾伊弉冉二
神の化豎たまひし天之御柱にて記傳に説れたる如く身
屋の中央の柱にて所謂心御柱也云々
天之御翳日之御翳 講義云これ迄に舎と建ることをいひ
此には草もて屋を覆ふ事を云なり

瑞之御殿 考云あらかは在所なり所をかとも云り○講義
云古語拾遺_{石室}に手置帆負命彦狹知命以_二天_一御量_二伐_二大峽
小峽之材_一而造_二瑞殿_一古語云美豆云々又神武天建都檀原經
警帝宅仍令_二天當命_一命太玉孫率_二手置帆負彦狹知二神之孫_一以_二齋
斧齋鉏始伐_二探山材_一構_二立_二正殿_一云々故其裔在_二紀伊國名草郡
御木齋香二郡_一古語正殿齋香探_二木齋部_一所居謂_二之御木造殿齋部

所居謂_二之齋香_一と見ねたる是也云々これを瑞之御殿汝と引
續けたる意に訓べし考に乎字を加へられたる中々なる情進なり
汝屋船命 考云汝ハ常ハいまいと云ひ崇みてハみまくと
云ふ事續日本紀の宣命にて知らる○講義云汝ハ御殿を

屋船命と崇めてそと汝と指せる也汝と續紀宣命に美麻
斯と有に依べし御座の義なり又こを伊麻斯と云ハ所在
にて共に汝字に當へき言ながら美麻斯ハ上様なる方に
申し伊麻斯ハ其所に在るを指云て崇詞に非れば同等よ
り以下へ係ていふ語と聞えたり云々屋船命ハ下に屋船
久々能遲命屋船豐宇氣毘賣命と稱へ別たれど本一神な
りそは屋船命と申す時は木を山に伐り草と野に蒔て造
成したる全體の御殿の御靈と坐す神の謂なるおそを辭

分ていふ時は木神草神に坐り是故に久々能運命靈宇氣
毘賣命と申せるを屋船と上に冠て申すは其木草をもて
作れる御殿にて稱申すが故にて受張たる御名に非ず屋
は舍宅あり宮といふも御屋なり神祇令義解ま九靈異記
等宅神と見ゆ野府記にも長元三年十一月廿五日乙卯
宅神祭とあり昔は人臣の家にても殿祭に擬へて行へる
にこそ興儀抄に保食神者宅神也とあるをも思ふべきも
のなり船ハ舍宅に拘らず神號にて布爾ハ大根と申す稱
名にて云々布と保と通ふ例ハ天穗日命を出雲風土記に
天乃夫比命と書し古語拾遺に御祈玉古語美保伎玉とあ
ると此詞には御吹支乃五百箇御統の玉とあるなどいと
多かり保の大なる由は肥傳に御大之御前の例を引て記

に穴太部天武天皇紀に迹大川万葉十三に爾大遥十九に
爾太要などありと云れたるお如く根ハ主といふ言也云
々

天津奇護言 講義云こハ下に此乃敷坐云々とあるを指て
云なり上に天神の言壽宣志とあるは天上にての護言な
るお其に因准て宮柱太敷立て屋舟神を鎮祭り其祝事を
ものする事なるが故に天津奇護言と云なり護言は言壽
也然れども言壽は其對ふ所の神に在れ人に在れ其徳と
なすべき所の美を列ね善を擧て稱へいふ事なるが伊波
比許登ハ其幣物を奠りて齋き崇つくと本として即ちの
事の上に於て如此こそ有まほしけれ然こそ願へしけれ
と希求る條理と告る由也然せば神を社に祠くと伊波布

と云も此由なるが其まは保具とは云ざるをもて此差別を定むべしか、れば奇護言とは天津宮にて事初め給へる奇異なる護言といふ義にて幣物の御祈玉及び明和幣、雁和幣を獻て屋船命と鎮奉り給ふを云が久須志と冠らせたるを以この祭の世に妙なる功驗あることを聞くべきものなり

言壽鎮白久 考云即ち其奇護言を種々と云ひ榮すと云ふ次々にある事皆是なり○講義云下に柱桁梁戸牖の錯動鳴事無久とあるに照應ていひ且ハ顯宗天皇紀室壽の御詞に築立雅室葛根築立柱者此家長之御心之鎮也と見た万葉集歌に眞木柱太心者有之香杵此吾心鎮目金津毛とある如く家には先柱をいひ柱には鎮る由をいふ常例と

聞れたればなるが此詞なるも其如くなる上は凡ての御殿の全体を以て屋船命の神休となり其御靈と天津奇護言以て齋ひ鎮め奉りうの屋船命の平けく安けく鎮坐む事を言壽白す由にて其裡にハ其御殿の内は坐て天下所知食む皇御孫命を動なく鎮りまさしめ給へと乞祈む由なるが故に次に此敷坐大官地云々の事を言竟して其終に平久安久奉護神御名申久屋船久々運命屋船登宇氣姫命止御名波稱率と申す一神の功用の木と草とと集て大成ることと委曲に徴したる文なるものなり
此乃敷坐大官地 講義云當今の大官地を云り譬へば廻々藝命ハ高千穂神倭天皇は桓原かどの類なるといふ也敷坐の事ハ上に已に註せり

底津磐根乃極美 考云地の底の極をまてと云なり○講義
云下に掘堅たるに照應詞也こは大地の根底まても大宮
柱太しく立る際限を云なり高天原に對たるをもて知る
べし此を以て見る時ハ屋船神ハ御殿のみの神には坐さ
ず其敷ます大宮地の守護を兼て鑲り坐す事決し云々さ
れども此神を總ての大宮地の神とは申すべからず其舍
屋の立る所に就て守護り在る御事也大宮地の神は古語
拾遺に坐摩は大宮地之靈と見えたり思ひ混ふ可らず
下津綱根 考云下津とは唯殿の下の地にて上の底には異
なり綱根は顯宗天皇紀室賀の御詞神代紀の大名貴命の
宮の事出雲風土記の楯縫郡の詞を合せ見るに上ツ代の
殿造りは上下縦横に千尋の綱もて結固めし也こゝには

其柱根を結し綱によりて下つ綱根と云ふのまろの綱も
後世の如くはあらず葛もてせし故に顯宗紀に葛根と書
ぬり其外繩根など書しは古に叶はず○神代紀一書云汝
應住日隅宮者今當供造即以千尋栲繩百八十紐顯宗紀室
壽に鵜立稚室葛根築立柱云々風土記に五十足天日栖宮
之縦横御量千尋栲繩持而百八十結々下而此天御量持而
所造天下大神之宮造奉請而云々

古語云番繩之類云々 講義云荷田在滿日番繩は昔は宮室
を作るに材と材とと繩にて紹ひ着て作れるなるべしを
の繩の床下であれば下津綱根とはいふか即ち下に葛目
の緩比とあり然れば此處は葛を以て諸の柱を互に鑲ぎ
合すと見ゆたり

波府蟲 考云波府蟲は地にはふ蛇虹の類なり上代に國荒
く家の構疎に人も平土に臥し時はこの昆蟲の害ありけ
む云々○後釋云蟲は地に這ふ物なる故に都て蟲と然云
なり鳥と飛ぶ鳥と云に同じ猶又花とさく花雨をふる雨
と云も同じ事なり

高天原 講義云地外を圍繞れる氣中を稱ふ號にて高天原
爾神留座また高天原爾事始天などいふ例とは異なりそ
は青雲の靄極と續けるを以知るべきものなり○今按に
天また高天原の事は古人も説わり予も少か説あれば別
に云べし青雲云々は祈年祭に出たり

天乃血垂 後釋云應神天皇の御歌に毛々知陀流家庭母見
由とよませ給へる知陀流と一にて古事記上卷には登陀

流とありそへ上代人家の屋根の竈處の上の煙を出す所
の名なりされを其上を飛渡る諸鳥の毒ある糞また
さらでも毒物など昨來て竈の上へ落す事などのありて
其毒にあたる類これ高津鳥の災なり云々○今按に血垂
を考には文字の如く解られ平田翁も是は從はれたれど
此の文上と下とを對へ云るにて必ず後釋の説の如くな
らで叶ひ難し又講義に血の道の義垂ハ所謂天之八衢
とも云ひとく幾條も多き氣脈を云るが神は更にも云は
ず大虚を往來ふ鳥も各其道路有て通ふ事と見ゆとりと
て上件の説には從はされと予は猶さもおぼゆねば取ら
ず

掘堅多留柱 考云柱根に石と居るは後なり大嘗宮は後世

も掘て柱を立今田舎の賤しき廬は皆然り○講義云柱は
和名抄に具居宅柱波之良とあり間在也○今按に名義はい
かゞあらむ信ひ難く桁梁なども皆之に准ふべし

桁梁 講義云和名抄に桁屋桁也計太掛板と云棟梁也宇
都波利全張な

戸牖 講義云和名抄に戸野王案在城廓曰門在屋室曰戸外
まて室中に界ふ牖説文云在屋曰窓在牆曰牖和名未止と
あれと屋なるをも牆なるをも未止と云なり

錯 考云行合と省き通はせて云のみ○講義云木交にて柱
桁梁戸牖乃行合ふ所を云なり○今按に加比は合と同じ
神遺方に水と火氣を加波世とあるなども合せの義なり
葛目乃綏比 考云上に云る綱根も同じくて爰は小物の固

のみ古は葛綱を通はして云ひつ○講義云句を隔て下に
無久とあり其心也云々上に下津綱根とある下に注る如
く上代の家造は何所も何所も繩葛と以て結固めし物な
るが故に其結目の綴ぶこと無くとは云なり室壽詞に稚
室葛根云々と此に對へて思ふべきものなり

取葺計葺草 記傳云加夜は記に以鶉羽爲葺草とありて訓
葺草云加夜と注せるが本義にて何にまれば屋葺む料の草
と云なり云々茅と云ぬ一種あるも屋葺くに主と用る故
の名なり

噪岐 考云今も亂れろしげと云り○講義云源氏野分に曾
々計たる菜とあり此を鳥などの啄み散らして云なるべ
く凡ては屋上に取葺く所の草の亂無くとの義なること

云も更なり

御床都比 講義云此對に夜女能云々とあるは夜御殿の事を云こと著ければ此御床は諦しく晝御座を云なり都は例の之に通ふ都。比は邊にて御床之邊といふ義也 海邊 多あり

佐夜岐 考云この所に事無と云べきを下にいふ故に略け

り云々神武紀に聞喧擾之響 此云左都利奈摩 いふが如くさやめ

き鳴を何物にも云へり○今按に記傳に物の音の喧しく

騒がしき事也とて委しき説あれと長ければ引出す

夜女 後釋云夜女は夜目にて夜眠れるるといふ朝に目

の覺たると朝目と云に對へたる言なり

伊須々岐 考云伊は發語のみ古事記に神武天皇の後の御

母陰を神の矢に突れて立走伊須々伎々といひ又火遠理

命へのの劍と咀て返し給に須々鉤とのたまふことと紀

に跟踰鉤と書たるをいむへ万葉に二人の男の一人の

女を争ふを須々志競と云るも皆後世すろと云に同じ

くて心も心ならずすろと事なり○後釋云こは夜ねぶ

れる程ものにれうへれなどして驚く類をいふなり

伊豆都志伎 考云万葉に旅路などに都々美なく在と云ハ

あやまち滞なかれといふ意なれば右の伊須々支に續け

云ふべき言也○後釋云こは上の御床つひのさやきと

夜女といとゞきと二を受てさる類の伊豆都しき事無く

といふなり

奉護 講義云護は神の護り給ふ事にて奉は神より天皇に

奉るなり

屋船久々能運命 記傳云久々ハ莖なり和名抄に莖和名久
木とありろを久々と云るハ片葉十四に久君美良莖燕なり
た九久多知和名抄に豐久々など云り智ハ男と尊む稱也
○史徵云古事記に伊邪那岐命伊邪那美命云々次生木神
名久々能智神次生山神名大山津見神次生野神鹿屋野比
賣神亦名野椎神神代紀に生木祖句々迺馳次生草祖草野
姫亦名野槌一書に生木神等號句々迺馳など見ゆたれど
も悉く誤れる傳にて實ハ木神草神ととに豐受姫命の幸
御魂に坐すなり

屋船豐宇氣姫命 史徵云引結幣葛目乃緩比取葺計草乃噪
無久と云るハ野神草野姫神の幸ハたふ功德に係れり

然るを草野姫といはずて豐宇氣姫命と云るは如何と云
に此神實は稻穀と生給へる神に坐すを餘草をも生じ給
へるは其幸御魂の御業なる故に此は本御靈の名もて云
るなり又稻も葺も共草かれ殿造には草は木に次てや
むとどなき物ゆゑに如此委曲に言壽奉ることなるに草
野姫神と擧たまはぬ事のあらめや云々○講義云屋根に
葺く所の草の神也然らば草野姫とか野槌とか申すへき
を如此なるは辟木束稻の事をも兼たるが爲に其本つ御
靈の名を表章せるなり云々且は上に天津日嗣所知食云
々とありて下にその結ひありて皇御孫命朝乃御膳夕乃
御膳供奉と見ゆたる其事を兼たまはば屋船草野姫とは云
ふまじくろの本もて屋船豐宇氣姫命と申すべきこと

なり

是稻靈也俗謂宇賀能美多麻講義云是稻靈也はろの豊宇
氣姫命の本分の御徳を注せる也俗謂云々は甚しき誤な
り云々○今按に講義に豊宇氣姫神を宇賀能御魂と申す
を誤なりと云れど紀に伊弉諾尊の飢時生神曰倉稻魂命
とあるは正しく記に生大宜都比賣神とあるにあたり此
大宜都比賣神やびて保食神にて豊宇氣神も同神にます
こと古史徴の説動くまじくおぼゆれば本注誤に非ず又
宇氣は食の義にてその宇を省きて氣といひ又宇加とも
活用す由などは記傳に説りれたるを見るべし
辟木東稻置於戸邊講義云其狀いかに有けむ今知るべか
らざれども辟木は立て置き東稻は穂を下へ向て垂るゝ

なるべし今國々にてする所の正月の飾に物する門松注
連繩など吾淡路の齋木にて此にも似たることなり

以米散屋中講義云神事に物を散米にて此は殊に妖氣
を拂ひ不浄を清々しくする事なる故に諸神事に遣り傳
はれるものとおぼれたり云々今も淡路國などにては打
蒔とて産屋に搗精けたる米を置くは古の遺れるなり○
今按に平田翁の玉釋に今昔物語の兒の枕元に在り米
を投て妖物を逐ひし事又物語書などに打まきの事を云
るなどを引き山人に伴れたる寅吉が話をも擧げて妖物
の精米を畏るゝ由を云はれたり其事いと長ければ引出
す彼書を披見るべし

齋玉作等我後釋云齋て玉を作る人なり齋を作る人に係

れる稱也○講義云姓氏錄に齋玉作高御魂命孫天明玉命
之後也云々とある是なり古語拾遺に太玉命所率神云々
櫛明玉命出雲國玉作祖也又櫛明玉命作八坂瓊五百箇
御統玉と見ゆ又神武天皇段に櫛明玉命之孫造御祈玉
古語美保伎其裔在出雲國每年與調物貢進其玉と見ゆ臨
玉言祈玉也
時祭祀にも凡出雲國所進御富岐玉六十連三時大殿祭料
三十六連臨時
二十四連每年十月以前令意字
郡神戸玉作氏造備差使進上とある是にて云々齋を加
へて云るは太玉命以來其裔の率る所の齋部なればなり
瑞八尺瓊云々考云八尺瓊は長き緒に五百と多くの玉を
貫たるを不めいふ也うの八は彌にて云々尺は漢字を借
しのみ云々八尺を八坂とも書して依て玉の御統は御は
出し地名ぞと云はいかには足らず眞にて美る言すまは敷の玉と緒に貫てわがぬくゝり

よせたるを云ふ云々御吹ハ右に富岐と書しにて今云こ
祭式に御富岐玉と吹ハ借字なると知べし此祭を大殿ほ
あるを云れまなりがひと云てほがひはほきを延たる言又上に言壽鎮とも
いひ下の神賀にも玉もて壽申せり然ればかゝる祭に奉
る故に御壽の玉とハ云なり云々○講義云御富伎を御祈
也古語拾遺に御祈玉古語美保伎玉言祈禱也云々○記傳
云美須麻流ハ神代紀に御統此云美須麻屢とあり纂疏に
以絲貫穿總括之也とある意にて須夫流と語通へり志婆
麻流あども本同言の
轉れるなるへし云々の明和幣考云氏ハ多倍の約にて爾岐多倍とも爾伎氏とも
いふのみ明曜ハ其色をいふ事上に出爾伎ハよく調ひあ
へる事を萬の物に云りこゝハ布のよきと云○記傳云幣

字と書くは神に奉る方に付ての事にて此物の本義には
あらざ

齋部宿禰 考云宿禰と書は借字にて少兄と云言也こは本
皇子を大兄と申し臣を少兄と云るもて臣の一のかばね
と成たりその奈延の約禰なれば須久禰といふ且兄はね
ともせとも云て人を崇むる言也さてかばねはあがまへ
名ちふ事にて總べてのかばね皆其氏につけて崇め給ひ
て上より賜はせり此事後人多くは惑へり○今按に氏姓
の事記傳允恭天皇段に詳なり事長ければ引かず又考に
此を崇へ名の義とせられたまひと信ひ難くまた齋部氏の
事は祈年祭詞の末に見ゆたり

言壽鎮奉事能云々 講義云上に天津奇護言乎以言壽鎮白

久とある結なり云々あらゆる居宅具を並べ擧てそれ
の言壽をなして屋舟命の御靈を齋ひ鎮むるが尙遺る所
あらむかど其心づかひして漏落む事と云るなり云々
さて此文のかく盡したる上にも猶漏落む事をば云々と
あるすべての事の趣と考へ見よ屋舟命ハ瑞之御殿の神
靈なるが居宅の具と成れる物悉く木なるハ久々能運命。
草なるハ豐宇氣姫命と二柱神の主領き在すことなるが
故に平けく安けく住居する事也然れば少き葛目の緩
ひ少な草の噪といへども此神等の能く守り給ふと守
りたまはざるとの間に在る事なれば殊に此大殿祭また
は庶人の宅神祭はよくせまほしき業なり

神直日命大直日命 考云伊邪那岐命身滌給ひて先八十

禍津日神を生給ふとそれ直し給ふとて次に神直日大直日二神を生ましきその二神萬のひが事をも宜しく直したまふ故にかくハ云り○記傳云直日との禍を直し給ふ御靈の謂也○講義云屋舟神等の御靈を言壽ぎ齋ひ鎮め奉れるが豈諸種の物どもを悉く擧ることを得むや漏もく落もくたらむと神直日命大直日命を食して諸の禍災事勿らしめ給へどかり

聞直見直 講義云聞直は祝詞に係り見直は幣物に係れること云も更なり

詞別白久 講義云瑞之御殿の總体を以屋船命と稱へ其採用る所の草木に就て久々能運命豐宇氣姬命と御名を表章し其事の整ひ備る上に於て大宮賣命と稱申す御事な

るがその當然をいふ時ハ引續きて上文に附くべきをこれにハ物々に依て各々別々に言壽き齋ひ鎮ることのあるが故に所狭く云べき所なく且彼ハ御靈を齋鎮る事を主となし此ハ其神の守り給ふ所詞を云列ね其御防護を祈り奉ると主とせれば自然其事の別なるが如くなるに付て一聯の文にハなすまじきが故に殊更に申せるにハ有けれ別神ありて申す由に非ざるが故に唯に詞別白久といふふりけり○上の祝詞ハ禍無く福有む事を壽ぎ稱へて禍福ともに天然あるを云が此詞別ハ谷過なくして安く全けからんことを祈申せるにて人爲の上にある事をいふ此祭と詞分とを混に爲ざる所以なり云々○今按に屋船神と大宮賣神と同祠とするハ頗る附會に似たり

といへども姑く擧おきて後日の考に備ふ猶能考ふべきなり

大宮寶命

古語拾遺云令大宮寶神侍於御前

是太玉命久志所生神如今

世内侍善言美詞和君臣間令宜襟悅辱也

○考云古語拾遺に大宮寶神ハ天照

大御神の御前に侍給ふ神にて今の内侍の君臣の間を和するが如くと云るはこゝに合へり○今按に此神の御事古史傳及び玉禰等に委しく見えたり

同殿能廻爾云々

講義云殿を意富登能と訓む證は拾遺に

大殿祭の大字を省きて殿祭と作き神代紀に同床同殿とあるを駿河風土記に引る香具山日記には同床共大殿とあるを彼此合せて知るべきなり云々在所といふ時はすべての御構内を以ひ止乃は處主の意にて云々止乃とい

ふ時ハ天皇の身屋に局れる名なりけり

塞坐 講義云物に蓋をして刺塞きたる如く神の御殿内に

充塞り在すといふ

参入罷出人 記傳云参ハ貴所へ向行をいひ罷ハ貴所より

退去を云○講義云此ハ日々に王臣の朝参する事を云り

凡ての文意を思ふに参入罷出人云々ハ下に親王諸王諸臣云々よて此に神等の伊須呂訖ひ阿禮比坐はその王臣等に依託て顯に忠ならぬ事となさくめ神の御守の隙と伺寄て大殿裡にて禍と幽になす神の所爲をも綜緝せる文なり

選比所知志

講義云天皇の大御許に参入罷出る人の品と

鑒定ぬまひ然るまじき人の出入を止めさせ給へとなり

神等能伊須呂許比云々 考云伊須呂許比の伊は發語にて
須呂は須々呂の略。許比は伎の延言にて須々呂伎也。こ
右にも云る如く心も心ならずあるをすゝろごと云に同
じくてかの八十禍津日神等のさまをいふ也云々かく惡
しき方へひきある神を和して逐ひ給ふ女神の功をいふ
○講義云言直の言は事業にあらざる言語を云なり和は荒
るゝ者と和むると剛き者を解くとの二義を存せる言也
言直は言語を以其曲るを直す由なるを和は御業を以
その荒びを鎮むる意あり○こは右に參入罷出人乃云々
とある對にて彼も此も同じ神の所置ながら彼は人の作
業に發見する所として語をなす此は本章に擧る所の禍
の類にて自然の如く來る所なるが眞には自然にあらざる

殃災禍祥ともに神業なると徴せる古語也○世にハ道遠
ぶる惡神等もありて云々家に災禍一身に害爲ること多
かり此を凡人の心をもて見る時ハ自然の如く偶然の如
く思ふ事也實には人眼の能及ぶ所に非るが故に自然の
如くなるなり然れども此詞には神代の神等のさる禍福
の因縁も何も御自ら直に見行し事を有がまゝに言達ら
れとるなれば其心して伺ふべきものなり

比禮懸伴緒 考云領巾は女の懸る物なり古は總ての女の
懸しこと紀にも万葉にも見ゆれどこゝは釋かざる男と
對へいへば大御食に仕る采女を専ら指すなり○記傳云
比禮といふ物は何にまれ打振る物をいふ然れを魚の鱗
も水中を行とて振る物。服の領巾も本ハ振る料なり

上代
お領

巾は必ず振る ○御食に仕奉るに殊に比禮を懸る由は比
禮はもと振て蟲などを撥はむ爲に懸るものなりしが後
遂に禮服となれるあり云々 ○和名抄に領巾頂上飾也日
本紀私記云比禮の件とは官職にまれ何にまれ一部とも
なふを云某伴某伴と云是なり登母賀良など云も此意又
何とかく交り親む人を友と云も同意なり緒へ長の本語
にて云々伴緒へ其部屬の長をいふ稱なり

襦懸伴緒 考云御食を造る男たちなり業する人は襦か
る事既に忌部の幣を領つ事に云が如し ○後官職員令に
采女六十人延喜采女同式に采女四十人と見たり同令
内膳司に膳部六十人掌造御食といへり ○講義云天武天
皇紀に膳夫采女等之手襦肩巾とある采女に肩巾を當れ

ば膳夫と襦くる伴緒也

手蹟足蹟 考云大御膳に仕奉るに手足のあやまちつまづ
きあらせぬなり ○後釋云手蹟は御膳物を取はづし過つ
如き事あり ○講義云万葉二に黄葉の散のまおひにと有
ハ黄葉の散まをふ事に云るがまおひに亂字はよく當れ
もゆくりなく過つを云なり

親王諸王諸臣 後釋云とべて如此さまに列ね擧ること上
代にハ臣連國造伴造百八十部など云りき諸王諸臣と連
ね云る事は書紀の推古卷に見たり其頃まりの事なる
べしさて天武卷に至りて親王諸王及諸臣とも親王諸王
及群卿とも親臣諸臣及百寮人とも親王諸臣及百官人等
とも見たり

百官人等 考云官人といふは令にては初位以上六位以下
官位ある人を云れど是には無位まで總て仕奉る人を云
べし○後釋云百官と云ことは何頃より云うめけむ甚古
くして古事記にも見ゆたりされどこはもと漢籍に倣へ
ることなるべし○今按に風神祭詞に百乃物知人と見ゆ
て此は固りの古言と聞ゆれば百官人といふことも有り
やうけむ必しも漢に倣へりとのみは云難かりぬへくや
己乖々 考云たのがむきくは万葉にもよめり○講義云
己が向々に氣隨なるを云ふなり○今按に乖字はソムク
と訓ばムキと云むは如何なれどとおほよきに借て書る
なるべし

邪意穢意 今按に邪も穢も大凡似たることなれどを如

此さまに重ね云ひて文を飾ること古言に例多かり清支
明支誠心など云ふ類なり

官進 後釋云百官人の大官に參入仕奉る事と此神の勵
たまふを云なるべし○講義云進ハ大官仕に怠退こと無
きを云なり

官勤 講義云官仕に緩み怠ることなきを云

咎過 講義云己乖々の事ハ咎なり手蹟足蹟の如きハ過な
り

大官賁命止 講義云上に擧る如き御守ハも悉く君臣の
間に係れる國家の大事なると此神の大官の内に塞坐て
預り所知食す御靈に依れる故に大官賁命と稱へ奉れる
なり云々拾遺に大官賁命云々本注云々今云上に擧たど
れば略しつ

あれば唯に君臣の間の事の如くなれども此詞に神等乃
伊須呂許比阿禮比坐と言直し和し坐とあれば神と君と
の御中をも和したまふなりけり云々

○ 御門祭 考云四時祭式に四面御門祭十二月御川水祭同上
の左に右四面祭御門巫御川水祭座摩巫各行事と見ゆ夏
の六月の式に漏たり○講義云四時祭式に云々と見いた
るハ此御門神ハ四面御門に齋く所座摩神ハ御川水に在
る所也と雖常にハ神祇官西院に齋ふれ御座て祈年月次
新嘗等ハ其所にして祭らるゝ所なると六月十二月兩度
然るべき日にその守護り坐す四面御門につき御川水に
付て祭らるゝ其幣物也これを齋部氏の仕奉る御門祭の料

ならむと思ふを非ずは祝詞の首に凡祭祀祝詞者御殿
御門等祭齋部氏祝詞と見れたるに少しも拘る状ならぬ
は別るが故也思ひ混ふべからず齋部氏の行ふ御門祭
は大殿祭に構行はるゝ事下に云るが如し因に云御川水
祭は神祇官西院坐廿三座の中なる座摩巫祭神五座とあ
る此神等と云なりさるは右の幣物の員數を以校るに御
門神は八柱なる故に凡そ八數なり御門神の例を刻きて
見るに座摩巫の行事に御川水神の料は凡て五數なるは
其祭神にて五柱なるが故なり是以御門神御川水神等の
幣は御門御溝の所に在て守護はし神祇官にて祭らせ給
ふ所は即ち其靈を齋かせ給ふ所なるを知るべし○今按
に御門祭御川水祭の事講義の説いと委し故此詞にはさ

くも用あるにもあらねど煩く擧げたるなり○講義云
祝詞式に此詞をかく別條に出されたりと雖その式は大
殿祭に隸て共に行はるゝことにて真に其詞別の如く
なる也うへ古語拾遺に殿祭門祭者元太玉命供奉之儀と
あるへ上に云る如く同書岩戸に天照大神を新殿に遷し
坐せ奉る下に天兒屋命太玉命以日御綱今、斯利久廻懸其
殿令大宮賣神侍於御前令豐岩間戸命櫛岩間戸命二神守
衛殿門とある時に供奉られし事にて皇孫命の初國知食
し高千穂にて定まつる神事と見ゆたり但守衛殿門とあ
るハ深く心ありて記されたる物にて常に宮門など云
とは異にて御殿と御門とを完衛給ふとの事なりさるは
大宮女神は御殿の内なるに御門神のそを守護り坐とと

るへ如何しき状なれど猶委しく見るに令大宮賣神侍於
御前とあると大殿祭の詞別とを合考るに大宮賣神は專
らと其大殿の内に坐て君臣の間的事を守らせ給ふと
御徳とし給ひ御門神ハ御門ハ云も更也御殿にもあれ人
の往來出入ある戸口を守衛たゆふ神にませば守衛殿門
とは聞けたる事なりけり云々此詞の大殿祭に付きてそ
の詞別の文なるも又謂ある古傳ならずやさるへ屋船命
と申すは御殿は更なり御門にも何にも木を以造り草を
以て覆ひて屋根とせる所は悉くこの神の恩頼に依る所
なるか其内に在る所の物事は大宮女神此を防護りその
戸外に在る物事は御門神此と守衛給ふが故に彼此相分
るが如くなれども共に屋内にして在る事なれば真に屋

船神に屬てを祭らるべき事なりける拾遺神武天皇段に
天富命云々殿祭云々次祭宮門今云上に出とあるも別々
たれば略す
に行はれし状なれと能見れば次に引續けて行はるゝな
り云々又殿祭門祭者太玉命供奉之儀云々中臣忌部候御
門云々とあるは殊に亮々なる者なりさるは殿祭門祭と
いへれば異ふらむには宮内省奏詞にも件を別けて云は
て聞ぬがたきを將供奉御殿祭而中臣忌部候御門とくも
云るハ御門祭ハ御殿の中に在て行はるゝが故也云々貞
觀儀式延喜式北山抄江次第等にも其儀式と別に載られ
ざるは大殿祭の中に在るを以てかり祝詞式の首に御殿
御門等祭者忌部祝詞とあれば其頃著明き祭祀なるを何
れを見ても幣物は更也其式をだに記されざるに疑を

けて考ふべき事ならずや然るを加茂翁の考に四時祭式
に云々命云上に出せれ
は爰には略す是ハ巫を神主とく忌部ハ祝詞を
讀む奉幣ハ本をり也と云れつれども委しあらずハ四
面御門祭ハ其巫ありて常に仕奉るを以祭らしめ給ふ
なれば忌部のもとより預る所ならず且御川水祭と並べ
行はるゝも大殿祭とハ別なるが故なり云々四時祭式大
殿祭の條に云々その祝詞ハ忌部向巽微聲申祝詞とある
其中にあるべしハ此御門神も大官女命と共に鎮坐す
所神祇官西院なれば其方を指て巽にハ向へるかり且御
門神にハ玉の用なきが故に祝詞にハ記さず散米酒のみ
なり幣物を進ること無し云々櫛岩彌豐岩彌と申す事ハ
と有て上に大官女命止御名乎白事波とあると同じく

て考に此上、今少く言の有らぬは無に是のみかゝるは若落たるかと云きたる如くなるはいひいらぬ味にて大殿祭の詞別と相並べるが故なり

榊磐瀾豐磐瀾命止 考云奇磐眞門ちふ言に榊云々の字と借たり○今按に古事記に天之石門別神亦名謂榊石窓神亦名謂豐石窓神此神者御門之神也とあり又古語拾遺に令豐磐間戸命榊磐間戸命二神守衛殿門並是太玉命之子也と見たり猶祈年祭御門巫祭神の下に云へり○講義云こへ大殿祭の詞別に大宮賣命止御命乎申事波皇孫命乃同殿能内爾塞坐とあるに對せる文なり然れば上に詞別白久は此詞に係れること決きものなり云々御名乎申事波と云るはもとよりの御名にあらず其守衛たはふ事に就て稱

たる所なるが故に上句の上より云々神と云々と御名を申と事とはある意也うは瀧岩窓豐岩窓神は木名天石戸別神なると御門を守り給ふ由を以て然稱へたる事の本を表す故に如此は云るなり

四方内外御門 後釋云内、重中、重外、重を兼て云なり考に内ハ中、重乃諸門と云れたるはひかゞ如湯津磐村久 考云多くの磐磐ちふ事也材は群の意 疎備荒備來武 考云神皇祖の御言向に從はずして御孫命を疎む也云々

天能麻我都比登云神 考云古事記に初於中瀬隨迦豆伎而滌時所成坐神名八十禍津日神訓禍云摩次大禍津日神此二神者所到其穢繁國之時因汚垢而所成神也云々こゝに

此神をいふ○今按に天能は天上之の義にて天上に坐す
禍津日神と云ふなり常に天之某神と申す天のとの聊か
異なるべし御門祭の元々上に記せる如く天照大御神の
天岩窟もり出まゝして新殿に還坐し、時に御門神に殿門
を守らしめたりとあるに起れるを此岩窟隠を惡事はも
禍津日神の御荒より事起りけるなれば即ち其天上なる
禍津日神の禍言の再び起らざらむ爲に如此云ひて御門
神に祈白せる遠つ神代の語の傳はり來しものなりけり
此を思ふにも此詞どもの最古く貴き由を辨ふべし
言武惡事 講義云爲乎と云べきに似たりと雖行々事にて
事の用は言なれば必ずかく云べし○後釋云麻賀とは諸
の凶事惡事を云へば惡事と書る當をり考に惡事と書る

は却て遠く枉事と書て直ならぬ事也と云れたるハ中々
に狭く

相麻自許利 考云この麻自は蠱物厭などのまじの類なが
ら爰に云は今人の目まじくり口まじくりといふ是也次
の道饗祭に根國底國與鹿備疎備來物爾相率相口會事無
久と有もまじくりて率る意もて率とは書しもの故に彼
をもこゝをもて相まじこりと訓べし○後釋云神代記よ
當遭害とありまじなはるゝなり○今按に交雜などの類
も其本の同言なるべし

相口會事無久 後釋云相口會はかの惡言を諾なふといふ
さてその惡言と諾なふどずなハち交こるなれば交りて
と云意に見るべし麻自許利と口會と三にはあらず扱を

ハ百官人等の事なると此ハ其神の守り坐て然ること勿
らしめ給ふ故に賜事無久と云るなり賜ハ此神に係れる
言なり然れば會ハ阿閉と訓べし阿閉ハ考に云れたる如
く阿波世の約りたるにて令會の意なれば也○講義云麻
自許利ハ惡行に黨るを云ひ相口會は惡意に與するを
いふなり

自上往波云々 講義云正しきも邪れるも神は甚奇く靈し
きものにて虚空は更あり地下と雖潜り通りて達る者な
りければ如此の御衛護あるとなり
待防掃却 考云万葉に不奉仕國乎掃除等とあり同事を卷
二十に麻都呂倍奴比等乎母夜波之波吉伎欲米ともよめ
り却ハ退逐なり○今按に掃を考にハキとよみ後釋には

ラヒと訓り考説の如く同事なれば何にてもあるべき中
に爰に猶ハラヒと云ふ方よされり○後釋云掃却は祿津
日神の來るを掃ひ遣るなり

言排坐豆 後釋云言排は其惡言を云て人を交らむとする
を此御門神の言退て交こらしめざるなり排字は如何よ
むべきにか慥にかもひ得ねと字書に推也とも斥也とも
注したれば會氣と訓つ考にことひらきと訓れたれどい
り○講義云記傳に万葉に山乃衣寸野之衣寸云々會伎
は會久を休言にいへるにて會久とは離放る意なりとい
はきたるうの義にて此の排もその惡言をどなく追放て
相口會はしめたまはざるなり○御門神の然る惡神の幽
より虚空地下よりも大宮内に入りまして惡事をなすこ

ともあらむると待儲て防ぎ塞へ過め入らしめたまはざるは元より百官人等と雖も疎ふる鬼に相交り相口會たるは禁闕に參來らざりしめたまふ御守護の狀をいふなり

參入罷出云々 講義云上の詞別には選所知志とありてかれは官仕の人の善惡邪正をわらひ然るべからぬ人と大殿内に令侍たまはざるを云ふと同し之こゝも然にて御門内に入るまじき惡人を塞きて入らしめ給はざるを云ふなり

平長氣云々稱辭竟奉止久白 講義云二神の名の櫛と豐とを此にては反して稱へたりさて此は上の詞別の結文に少も違ふ所なく此文の然對へるを以ても大殿祭詞は本文

にて上の大宮女命と此詞の二も共に屬たる詞分なること愈著きものなりか

三卷終

明治十六年九月十一日反刻御届
全 年九月 出版

定價三拾錢

著述人

東京府士族

久保季茲

原版主

全

平田胤雄

繹刻版人

大阪府平民

大村安兵衛

東區淡路町二丁目十八番地

發賣書肆

大 阪 書 肆

此花北北鹿小赤中岡梶淺森辻濱三前前岡中此田前松柳
村井尾村田谷志尾島田井本本本木川川田川郵中川村原
彦卯禹孝靜卯忠新眞喜吉太信伊佐宗源茂勤正左善九喜
三二八 兵 太三 七兵 右兵兵兵
助助郎郎七郎七助七造衛助郎郎助七郎衛助助門衛衛衛

備伊阿豐豐尾肥備薩雲全全全全全西東
前豫波前前州後後州州 京京
岡松德大中名熊尾鹿松
山山島分津古本ノ兒江
屋 道島

渡土黑山野片長三吉園大武川杉田山加熊丸中眞豐梅吉
邊肥崎川依野崎木田山谷岡勝本中田藤谷善野部住原岡
源與源正曆東次半幸喜仁文德甚治茂正幸 啓武幾龜平
兵 三 四 兵兵右兵 二 兵 會 太
衛平助郎三郎郎衛衛門衛助郎助衛助七助社三助郎七助

